

令和8年度生物多様性しが戦略推進事業
公募型プロポーザル 質問書に対する回答

令和8年7月27日

No.	質問事項	質問	回答
全般事項			
1	過年度業務	提案書の提出日前に、過年度業務の報告書を閲覧することは可能でしょうか。	閲覧可能です。閲覧を希望される場合は、実施要領に記載の担当部署までお問い合わせください。
2	AI関連	本業務の遂行にあたり、公開されている事例、報告書等の収集・整理・分析において、生成 AI その他の AI 技術を補助的に利用することは可能でしょうか。	可能です。
3	AI関連	AI 技術を利用する場合、滋賀県が定める情報セキュリティ上の要件(利用可能サービス、外部クラウド利用可否、データ保存場所、入力禁止情報、ログ管理、人による確認等)があればご教示ください。	AI技術の利用に関し、受託事業者向けのセキュリティガイドラインは定めていませんが、個人情報や秘密情報の取り扱いには契約書の関係条項に基づき適切に利用する必要があります。
4	AI関連	成果物として、調査事例を検索・比較できる AI 検索機能、検索用データベース又はデモ環境等を提案することは可能でしょうか。	可能です。提案の際には運用方法についても提示してください。
5	GISデータ等関連	本業務において、県から提供予定の GIS データがあれば、その内容、形式、精度及び利用条件をご教示ください。 自然共生サイト、保護地域、森林、農地、自治体所有地、土地利用、生態系、希少種等に関する空間データのうち、受託者が利用可能なデータをご教示ください。	過年度業務の成果品として、以下のGISデータを提供することが可能です。 ・生物多様性しが戦略2024に掲載の情報 ・保護地域の情報 ・OECM候補地(農地、森林、地域団体等)の情報
6	GISデータ等関連	GIS データの提供形式について、Shapefile、GeoPackage、GeoJSON 等の指定があればご教示ください。	提供形式に関しては、Q-GISで利用できるものであれば指定はありません。

No.	質問事項	質問	回答
7	GISデータ等関連	外部公開が制限されるデータを分析・可視化する場合の取扱いについてご教示ください。	特に定めはありませんが、個人情報や秘密情報の扱う場合には、契約書の関係条項に基づき適切な取り扱いが必要です。
8	県保有の既存資料等	自然共生サイト、生物多様性保全活動、企業・団体の取組、環境学習及び「生物多様性しが戦略」に関する既存資料・データについて、提供可能なものがあればご教示ください。 提供予定資料として、自然共生サイト候補地及び認定サイト一覧、既往調査、アンケート結果、事業報告書、GIS データ、評価指標実績等の有無をご教示ください。	提供可能な資料は主に以下のとおりです。 ・生物多様性しが戦略2024に掲載のデータ ・生物多様性増進活動の活動主体一覧（地域団体、企業、森林、農地、都市公園等） ・自然共生サイト候補地へのヒアリング結果（地域団体、森林、農地） なお、県内の自然共生サイトにおける環境学習の取組状況については現在発注者から提供できるデータはありません。
9	県保有の既存資料等	業務遂行にあたり、県内市町、研究機関、ネットワーク参加企業等への資料提供依頼や調整について、県の支援を受けることは可能でしょうか。	県内市町や別表1に記載の主体との調整等については、発注者からの支援は可能です。
10	再委託	本業務遂行にあたって、業務の再委託は可能でしょうか。	あらかじめ発注者に申請を行い承認を受けた場合は、業務の一部を再委託することが可能です。
提案書			
11	様式の記載	提案書の各種様式について、「自然共生サイトの事例に関する事例収集について、ヒアリングの手法や情報の収集、整理の方法について提案すること。」や、「注 1:本様式はA4 版1枚に記載すること。」といった注意書きは、提案書作成時には削除して提出することで問題ないでしょうか。	様式に記載の注意書きは削除していただいて構いません。
12	様式の記載	提案書の各種様式について、余白を狭くする、外枠・内枠は適宜拡大・縮小する等して提案書を作成してもよろしいでしょうか。	提案書の様式については、必要に応じて拡大・縮小等をしていただいて構いません。

No.	質問事項	質問	回答
13	記載方法	実施要領に「※副本 5 部には、審査の公正を期するため、会社名、住所、ロゴマーク等の参加者を特定できる表示をしないこと」と記載がありますが、「様式 3-2 業務実施体制（業務従事者の配置、役割分担等）」の「簡単な経歴」に正式な業務名称を記載することは、上記「特定できる表示」に該当しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。正式な業務名を記載してください。
仕様書 4 業務内容 (1)保全地域の拡大に向けた取組、(2)生物多様性の主流化に向けた取組			
14	勉強会、報告会	規模や実施要件(想定される開催回数、参加人数、参加対象、開催場所、開催形式(対面、オンライン、併用など))の具体的な想定がございましたらご教示ください。 また、県による会場及びオンライン配信環境の提供予定があればご教示ください。	各勉強会、報告会の規模等については以下のとおりを想定しており、提案者からの提案内容を踏まえて決定します。 ・想定回数…各1回程度。 ・参加対象…仕様書の別表1を参考にしてください。 ・参加人数…各会50名程度を想定。 ・開催地域、場所…提案内容を基に決定します。県施設の利用およびオンライン環境の提供についても同様です。 ・開催時間…半日(3時間程度)を想定。 ・開催形式…対面を基本とします。一部ハイブリッド形式も可能とします。
15	勉強会、報告会	会場費、配信費、講師謝金及び旅費について、受託者負担として見積金額へ計上する必要があるかご教示ください。	受託者負担として計上してください。
16	勉強会、報告会	参加者募集及び案内送付における県と受託者の役割分担をご教示ください。	募集や案内については受託者が行うことを想定しています。 なお、別表1の主体への案内については、発注者からの支援が可能です。

No.	質問事項	質問	回答
17	勉強会、報告会	受注者の役割としては開催の企画運営であり、資料作成や受注者による発表は含まれないと考えてよろしいでしょうか。また、昨年度実施したような自然共生サイトの全体説明の内容も受注者がおこなうのでしょうか。その場合の資料は県より提供いただけますでしょうか。	ご理解のとおり、受注者の役割は開催の企画運営を想定しています。受注者による事例発表や全体説明は想定していませんが、次第等の総括的な資料は企画運営の一部として考えています。
仕様書 4 業務内容 (3)自然共生サイトを活用した環境学習事例の作成			
18	成果物	環境学習事例集で想定しているボリューム(事例数、ページ数)を教えてください。	ボリュームを含め提案をお願いします。 なお、県内では現在18の自然共生サイトが認定されているため事例数は最大18事例となります。
仕様書 4 業務内容 (4)しが戦略の中間評価に向けた提案			
19	評価対象	本業務における「生物多様性しが戦略」の中間評価支援について、評価対象は戦略全体を想定しているのか、又は特定施策を中心としたものなのかをご教示ください。	中間評価の評価対象は戦略全体を想定しています。
20	成果物	本業務で求められる成果について、他自治体事例調査及び評価手法の提案までを想定しているのか、又は評価指標、ロジックモデル、評価シート、データ収集手法、ダッシュボード案等の具体的成果物の作成まで含むのかをご教示ください。	本業務ではご質問の具体的成果物ではなく、他自治体事例調査及び評価手法の提案までの業務を想定しています。
21	次年度業務	令和 9 年度に予定されている中間評価において、本業務受託者が継続して関与することを想定されているかご教示ください。	令和9年度の中間評価に、本業務の受託者が継続して関与することは現時点では想定していません。

No.	質問事項	質問	回答
仕様書 6 成果物・業務報告書の提出			
22	納品形式	成果物として求められる納品形式（Word、Excel、PowerPoint、GIS データ、画像、動画等）及びファイル仕様についてご教示ください。	最終成果物については Word 等の編集可能な形式と、PDF 形式による提出となります。
23	納品形式	事例収集結果を将来的に更新可能なデータベース形式で納品することは可能でしょうか。	データベース形式での納品も可能ですが、その場合には運用方法を提示ください。
24	納品形式	検索又は可視化機能を備えた試作版システム等を提案することは可能でしょうか。	検索等が可能なシステムによる提案は可能です。その際は、運用方法についても提示してください。
25	成果物の公開範囲	成果物のうち、一般公開を予定する範囲と内部利用に限定する範囲についてご教示ください。	成果物について、一般公開を予定しているものは以下のものを想定しています。 ・環境学習事例集 また、以下のものは一部に限定して公開することを想定しています。 ・農地、森林、自治体における自然共生サイトの収集情報
26	成果物の公開	ウェブ掲載時のアクセシビリティ要件や準拠基準があればご教示ください。	滋賀県のウェブアクセシビリティの方針を下記のホームページに掲載していますのでご確認ください。 https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/hpsns/accessibility.html
27	知的財産権	本業務以前から受託者又は共同事業者が保有する AI モデル、プログラム、分析手法、プロンプト、テンプレート、データベース構造等の背景知的財産については、成果物へ組み込まれた場合であっても受託者等に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。	背景知的財産については受託者に帰属するものと考えます。

No.	質問事項	質問	回答
28	知的財産権	本業務において作成した成果物のうち、滋賀県固有部分と他自治体等への横展開が可能な汎用部分の取扱いについてご教示ください。	各業務における成果物については、他自治体への横展開を想定したものではないため、原則として滋賀県固有のものと想定しています。
29	知的財産権	県による成果物の改変、二次利用及び第三者提供の範囲についてご教示ください。	成果物については基本的に改変しません。また、二次利用や第三者への提供については、それぞれ行う可能性があります。
30	知的財産権	受託者による実績紹介及び匿名化した知見の再利用の可否についてご教示ください。	再利用の可否については現時点では判断できません。

※ 類似の質問について、質問内容および回答内容をまとめています。

※ 一部の質問について、質問の趣旨が変わらない範囲で表現等を修正しています。